

令和6年度 東京学芸大学大学院教育学研究科 入学試験

試験区分	一般選抜	○	科目	論述	受験番号
	現職教員選抜	○			
	外国人留学生等選抜	○	対象	学校教育課題サブプログラム	
	派遣教員選抜	✕			
	特別選抜	✕			

問1 以下の表は、令和4年（2022年）に行われた、文部科学省による「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果である。

表1は、調査に協力した学級担任等が回答した、知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合である。また、表2は、表1に示された児童生徒の教育的支援の必要性についての校内委員会の判断を示したものである。

これらの表を見て、以下の①②の問いに日本語で答えよ。

表1 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の割合

<小学校・中学校>

	推定値 (95%信頼区間)
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8% (8.4% ~ 9.3%)
学習面で著しい困難を示す	6.5% (6.1% ~ 6.9%)
行動面で著しい困難を示す	4.7% (4.4% ~ 5.0%)
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3% (2.1% ~ 2.6%)

<高等学校>

	推定値 (95%信頼区間)
学習面又は行動面で著しい困難を示す	2.2% (1.7% ~ 2.8%)
学習面で著しい困難を示す	1.3% (0.9% ~ 1.7%)
行動面で著しい困難を示す	1.4% (1.0% ~ 1.9%)
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	0.5% (0.3% ~ 0.7%)

※「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の一つあるいは複数で著しい困難を示す場合を指し、一方、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」「多動性-衝動性」、あるいは「対人関係やこだわり等」について一つか複数で問題を著しく示す場合を指す。

表2 表1で示された児童生徒に対する特別な教育的支援の必要性についての校内委員会による判断

<小学校・中学校>

	推定値 (95%信頼区間)
必要と判断されている	28.7% (25.7% ~ 31.9%)
必要と判断されていない	70.6% (66.4% ~ 74.4%)
不明	0.7% (0.4% ~ 1.2%)

<高等学校>

	推定値 (95%信頼区間)
必要と判断されている	20.3% (10.3% ~ 36.1%)
必要と判断されていない	79.0% (55.0% ~ 92.0%)
不明	0.7% (0.3% ~ 1.9%)

出典) 文部科学省. “通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について”. 文部科学省 Web サイト. 2022. https://www.mext.go.jp/content/20230524-mext-tokubetu01-000026255_01.pdf (参照 2023-08-25)

① 平成24年（2012年）にも行われた同様の調査の結果では、小学校・中学校における学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は、6.5%（今回の調査では8.8%）であった。この小学校・中学校における数値の変化についても言及しつつ、表1の結果から考察できることを複数述べてよ。

② 表1と表2の調査結果から、通常の学級における特別支援教育の課題について述べてよ。

※解答は2ページの【解答欄】に記入すること。解答欄が不足する場合は、裏面を使用してよい。その際には裏面に解答が続くことを明記すること。

令和6年度 東京学芸大学大学院教育学研究科 入学試験

試験区分	一般選抜	○
	現職教員選抜	○
	外国人留学生等選抜	○
	派遣教員選抜	×
	特別選抜	×

科目	論述
対象	学校教育課題サブプログラム

受験番号					

【解答欄】

<解答のポイント>

①

- ・令和4年（2022年）における数値の増加は、必ずしも困難を示す児童生徒が増えたということではなく、発達に偏りのある児童生徒についての理解が進み、児童生徒が抱える困難についての教師の気づきが得やすくなったため、前回の調査では見過ごされた児童生徒が対象として認識されたという可能性に言及していること。
 - ・上記の背景には、直近10年間の特別支援教育の広がりがあることに言及していること。
 - ・困難の状況として、小学校・中学校では、行動面の困難と比較して学習面の困難を持つ児童生徒が多いことに触れていること。
 - ・義務教育段階と比較して、高等学校では、学習面又は行動面で著しい困難を示す生徒の割合が低いこと。
- その理由として、単純に困難を抱える生徒が少ないということではなく、教師による困難さへの気づきや困難の状態像の背景にある要因（発達障害など）への理解が十分ではない可能性についても考察していること。

②

- ・表1で学習面や行動面に著しい困難を示すとされた児童生徒のうち、およそ3割は、校内委員会で支援が必要と判断されているが、残りのおよそ7割は必要と判断されていない。学級担任等から困難を抱えていると判断されながら、校内委員会においては支援が必要と判断されていない7割の児童生徒について、結果の不一致の背景や、7割の児童生徒への教育的対応の在り方について、自身の見解が述べられていること。

① ②ともに、上記に示したような事柄に言及し、自身の見解を論理的にまとめてあること。

試験区分	一般選抜	○	科目	論述	受験番号
	現職教員選抜	○			
	外国人留学生等選抜	○	対象	学校教育課題サブプログラム	
	派遣教員選抜	✕			
	特別選抜	✕			

問2 次の【資料】は文部科学省「教育振興基本計画」の中の「今後5年間の教育政策の目標と基本施策」の一部である。【資料】を踏まえ、「教育振興基本計画」の目標を達成するために、教師は児童生徒に対してどのような指導をするとよいか。学級会を例として、日本語で詳細に論述せよ。解答欄が不足する場合は、裏面を使用してよい。その際には裏面に解答が続くことを明記すること。

【資料】

目標6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
 公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、規範意識、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度などを養う。

(中略)

【指標】

- ・ 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加
- ・ 学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合の増加

出典) 文部科学省. “教育振興基本計画”. 文部科学省 Web サイト. 2023. https://www.mext.go.jp/content/20230615-mxt_soseisk02-100000597_01.pdf (参照 2023-09-13) 中略は引用者による。

【解答欄】

<解答のポイント>

- ・ 資料は「教育振興基本計画」と学級活動（学級会）に着目して、目標6と特別活動の学級活動（学級会）の関係を論じる問題である。
- ・ 「公共の精神」については学校行事の目標に「公共の精神を養い」という表現があることから、学校行事と関連した学級会の例が考えられる。
- ・ 「主体的に社会の形成に参画」することについては、特別活動の特質に応じた見方・考え方として「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせることが示されているので、この目標と関連させた学級会の例が考えられる。
- ・ 「規範意識」については、特別活動の「指導計画の作成と内容の取扱い」の中の「自分たちできまりをつくって守る活動を充実する」という内容に「規範意識を確立」することが示されている。そのため、「自分たちできまりをつくって守る活動」にかかわる学級会の例が考えられる。
- ・ 「自然を大切に」することについては、「遠足・集団宿泊的行事」に「自然や文化に親しむ」という内容があるため、この部分と関連した学級会の例が考えられる。
- ・ 上記に示したような事柄に言及し、自身の見解を論理的にまとめてあること。